

東日本大震災に際しての政府の新たな取組例

未定稿(平成25年3月現在)

	新たな取組
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ①国が緊急物資を調達し、各県へ配送(食料約2,621万食、燃料約1,603万ℓ) ②被災者へ情報を提供(壁新聞約4,000箇所に掲出、ハンドブック累計発行部数約170万部) ③住民票を移さなくても避難先自治体で行政サービスを受けられるように(原発避難者特例法)
仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ①民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借上げ(6.0万戸) ②暖房機能の追加やバリアフリー化等の住宅環境の改良 ③応急仮設住宅団地に高齢者等のサポート拠点を設置(115か所)
がれきの処理	<ul style="list-style-type: none"> ①国費の補助率アップと震災復興特別交付税措置により、市町村の処理費用負担をゼロに ②被災地で処理しきれないがれきについて、被災地以外で広域処理 ③仮設焼却施設の設置(34か所)
インフラ復旧	<ul style="list-style-type: none"> ①災害査定の手続き迅速化(設計図書の簡素化、査定前着工の容認等) ②公共施設の復旧について事業計画・工程表を作成し、進行管理
まちづくり 住宅再建	<ul style="list-style-type: none"> ①復興特区制度を創設し、土地利用再編のための事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ処理を措置 ②復興交付金を創設し、復興地域づくりに必要な事業の一括化、地方負担の手当、執行の弾力化 ③複数の事業を調査・設計から工事施工まで一括して発注する方式(CM方式)の活用 ④住宅再建やまちづくり事業に関する工程表や目標の作成・公表 ⑤国、UR等の住宅やまちづくり等に携わる専門スタッフのチームを岩手県6市町・宮城県5市町に編成・設置

	新たな取組
産業の復興	<ul style="list-style-type: none"> ①仮設工場・店舗等の整備と無償貸与(472ヶ所において竣工済み)、市町村に順次無償譲渡中(332ヶ所において譲渡済み) ②被災中小企業等グループの施設復旧支援のための補助金の創設(438グループ、約8,000企業を支援) ③福島県及び周辺地域の産業復興のため、企業立地に補助(356社指定・採択) ④復興特区制度を創設し、企業立地の税・財政・金融上の特例を認定(計1,258件、1,031社を指定済み) ⑤二重ローン対策として、旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施(東日本大震災事業者再生支援機構では122件支援決定、産業復興相談センターでは87件買取決定)
雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①雇用創出基金の拡充等による被災地でしごと作り(5万5千人超の雇用を創出) ②雇用保険の給付延長(最大210日延長) ③震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金の創設(10,137件を支給決定) ④農業者・漁業者のグループによるがれきの片づけなどの活動資金を支援
国の責務の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ①責任組織の設置と一元化(復興対策本部、復興庁) ②自治体からの要望をワンストップで対応(地方に復興局を設置) ③復興予算を復興庁に一括計上 ④復興のための増税も含め、5年で25兆円の復興財源確保
地方自治体支援	<ul style="list-style-type: none"> ①震災復興特別交付税を創設し、復旧・復興事業の自治体負担分を全額措置 ②用途自由の取崩し型基金3,000億円 ③被災自治体の派遣職員の受入経費や震災対応のために採用した職員に係る経費を震災復興特別交付税で全額措置